

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 振興課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について  
計24枚（本紙を除く）

Vol.684

平成30年10月1日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3979)  
FAX：03-3503-7894

社援地発 1001 第 3 号  
老振発 1001 第 3 号  
平成 30 年 10 月 1 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長  
高齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長  
殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
厚生労働省老健局振興課長  
（公印省略）

「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の  
一部改正について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 4 号、老振発 0327 第 5 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省老健局振興課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と<u>高齢者向けの施策</u>との連携について</p> <p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、<u>平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。</u></p> <p>生活困窮者自立支援制度は、<u>生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</u></p> <p>一方、<u>介護保険制度をはじめとする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策（以下「高齢者向けの施策」という。）</u>に関しては、<u>高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することとしており、市町村を中心とした取組を進めるため、生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等が行われている。</u></p> <p><u>生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援のための施策と高齢者向けの施策が連携し、取組を進めることが重要である。このため、これまでそれぞれの施策の「連携の基本的な考え方」を示した上で、「庁内連携体制の構築」や「地域包括支援センター等との連携」等を示すことにより、両施策の連携の推進を図ってきた。</u></p> <p><u>この両施策の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当する。</u></p> <p><u>ついては、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 連携の基本的な考え方 要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく保険給付</p>	<p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と<u>介護保険制度</u>との連携について（通知）</p> <p>平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。</p> <p>生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、<u>失業、疾病、家族の介護、本人の心身の状況など複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計相談支援事業などによる支援を提供するものである。</u></p> <p>一方、<u>介護保険制度に関しては、「団塊の世代」が 75 歳を迎える 2025 年に向けて、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。今般、市町村を中心とした取組を更に進めるため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により介護保険法が改正されたところ、例えば、生活支援の体制整備に向け、平成 27 年 4 月より準備のできた市町村から生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等を推進することとされている。</u></p> <p>生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、<u>両制度が連携し、取組を進めることが重要である。</u></p> <p><u>今般、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、その趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 連携の基本的な考え方 要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法に基づく保険給付や地域支援事業を利用</p>

や地域支援事業その他の様々な高齢者向けの施策を利用し、一方、経済的に困窮している者の支援については、生活困窮者自立支援制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

生活困窮者自立支援制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、生活困窮者自立支援制度は稼働年齢層の利用が中心となるが、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、高齢者が生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援、就労準備支援及び家計改善支援等の高齢者向けの施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両施策が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要とする者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるという側面からも両施策が連携することは極めて重要である。

## 2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局だけが関与するのではなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局との連携も重要である。

(略)

## 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

また、介護保険制度では、地域包括支援センターが、介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に定める総合相談支援業務として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態等を把握し、相談を受け、地域における適切な機関や制度の利用につなげる等の支援を行うこととされているところである。

し、一方、経済的に困窮する者の支援については、新制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

新制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、これまで介護保険制度の利用に至っていなかった支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、新制度は稼働年齢層の利用が中心となるが、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、高齢者が新制度に基づく就労支援、家計相談支援等の高齢者向けの支援施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両制度が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要な者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるという側面からも両制度が連携することは極めて重要である。

## 2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、介護保険担当部局や高齢者福祉担当部局だけが関与するのではなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者福祉担当部局との連携も重要である。

(略)

(新設)

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局には、高齢者向けの施策の利用が経済的に困難な者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

#### 4 地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの構築にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

(略)

#### 5 地域ネットワークの整備等に係る連携

生活困窮者自立支援制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、下記①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、生活困窮者自立支援制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

##### ① 支援調整会議や支援会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、生活困窮者自立支援制度においては支援調整会議等のほか、改正法による改正後の法第9条第1項の規定における福祉事務所設置自治体が組織できることとした支援会議（平成30年10月1日施行）があるが、例えば、小規模な自治体では介護保険制度における協議体等との間で構成員の重複等も考えられるところ。

(略)

なお、会議を連携して実施する場合においても、生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目的としているものであることから、自立相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

##### ② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援サービスの提供体制の構築に向けた社会資源の開発等を行う生活支援コーディネーターが配置されている。

(略)

#### 6 生活支援体制整備事業との連携

#### 3 地域包括支援センター等との連携

新制度の取組を通じて、「地域で支えられていた人」が「支える人」に回るなどといった地域づくりを進めることは、現在は介護保険制度を中心に取り組みされている地域包括ケアシステム構築にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

(略)

#### 4 地域ネットワークの整備等に係る連携

新制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、下記①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、新制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

##### ① 支援調整会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、新制度においては支援調整会議等、介護保険制度においては協議体等が設けられるが、例えば、小規模な自治体では参集者の重複等も考えられるところ。

(略)

なお、会議を連携して実施する場合においても、新制度は、制度の狭間を生まないことを目的としているものであることから、自立相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

##### ② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

新制度においては、生活困窮者支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援サービスの提供体制の構築に向けた社会資源の開発等を行う生活支援コーディネーターが配置される。

(略)

(新設)

高齢期の自発的な就労ニーズや社会参加意識が高いことを踏まえ、高齢期の生活困窮者に対して、就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進めていくことが求められていることから、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第117号）により生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を改正し、就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65歳未満）を撤廃し、高齢期の生活困窮者の就労支援を強化することとしている。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援・介護予防について、住民が主体的に参加し、自ら担い手となっていくような地域づくりが求められている中で、介護保険制度の生活支援コーディネーターの配置等により、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築支援が進められている。

これらも踏まえ、自立相談支援事業の相談支援員及び就労準備支援事業の支援員等は、生活支援コーディネーター等と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結びつけていくことを通じて、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労やボランティア等も視野に入れた活躍の場の創出に結びつけていくことも求められる。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 4 号  
老振発 0327 第 5 号  
平成 27 年 3 月 27 日  
一 部 改 正  
社援地発 1001 第 3 号  
老振発 1001 第 3 号  
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長  
高齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
厚生労働省老健局振興課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

一方、介護保険制度をはじめとする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策（以下「高齢者向けの施策」という。）に関しては、高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に

提供される「地域包括ケアシステム」を構築することとしており、市町村を中心とした取組を進めるため、生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等が行われている。

生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援のための施策と高齢者向けの施策が連携し、取組を進めることが重要である。このため、これまでそれぞれの施策の「連携の基本的な考え方」を示した上で、「庁内連携体制の構築」や「地域包括支援センター等との連携」等を示すことにより、両施策の連携の推進を図ってきた。

この両施策の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 連携の基本的な考え方

要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付や地域支援事業その他の様々な高齢者向けの施策を利用し、一方、経済的に困窮している者の支援については、生活困窮者自立支援制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

生活困窮者自立支援制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、生活困窮者自立支援制度は稼働年齢層の利用が中心となるが、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、



高齢者が生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援、就労準備支援及び家計改善支援等の高齢者向けの施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両施策が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要とする者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるという側面からも両施策が連携することは極めて重要である。

## 2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局だけでなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局との連携も重要である。

具体的には、双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解するとともに、それぞれの専門性に応じて具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行うことが望ましい。

連携体制を構築するに際しては、例えば、まず、本通知に添付の各種資料や関連ホームページに掲載されている資料を活用して、学習会を両部局で行い、関係者間で知識の共有を図る等の取組が考えられる。

## 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

また、介護保険制度では、地域包括支援センターが、介護保険法第115条の45第2項第1号に定める総合相談支援業務として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態等を把握し、相談を受け、地域における適切な機関や制度の利用につなげる等の支援を行うこととされているところである。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局には、高齢者向けの施策の利用が経済的に困難な者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

#### 4 地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの構築にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

このようなことを念頭に、庁内に限らず、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の構築も重要である。

また、相談支援のノウハウを持つ地域包括支援センターを運営する法人が、当該センター機能を活用しながら自立相談支援事業を受託することも考えられる。

#### 5 地域ネットワークの整備等に係る連携

生活困窮者自立支援制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、下記①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、生活困窮者自立支援制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

##### ① 支援調整会議や支援会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、生活困窮者自立支援制度においては支援調整会議等のほか、改正法による改正後の法第9条第1項の規定における福祉事務所設置自治体が組織できることとした支援会議（平成30年10月1日施行）があるが、例えば、小規模な自治体では介護保険制度における協議体等との間で構成員の重複等も考えられるところ。

このため、地域の実情に応じ、各々が別々に会議を設置・開催するのではなく、分科会形式の設置・開催とすることや、共同設置・開催とするといった方法により会議を効率的に開催することが考えられる。

なお、会議を連携して実施する場合においても、生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目的としているものであることから、自立相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

## ② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援サービスの提供体制の構築に向けた社会資源の開発等を行う生活支援コーディネーターが配置されている。

地域の実情等を踏まえ、自立相談支援員と生活支援コーディネーターが情報交換の場を持つなど、これらの者が連携して支援に取り組むことが求められる。さらに、必要に応じて両者が兼務することも可能とすることで、総合的な事業展開が可能となる。

なお、両者が兼務する場合においては、補助金等の適正な執行という観点から、例えば、各業務に従事する時間数等で按分するなどの必要があることに留意すること。

## 6 生活支援体制整備事業との連携

高齢期の自発的な就労ニーズや社会参加意識が高いことを踏まえ、高齢期の生活困窮者に対して、就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進めていくことが求められていることから、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第117号）により生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を改正し、就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65歳未満）を撤廃し、高齢期の生活困窮者の就労支援を強化することとしている。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援・介護予防につい

て、住民が主体的に参加し、自ら担い手となっていくような地域づくりが求められている中で、介護保険制度の生活支援コーディネーターの配置等により、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築支援が進められている。

これらも踏まえ、自立相談支援事業の相談支援員及び就労準備支援事業の支援員等は、生活支援コーディネーター等と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結びつけていくことを通じて、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労やボランティア等も視野に入れた活躍の場の創出に結びつけていくことも求められる。